

令和3年度 モニタリングの実施について

1 令和2年度取組状況

(1) 的確な履行評価に基づく確実な履行の確保

「モニタリングのガイドライン」に基づき、区全体で525業務を対象に取り組んだ。

(2) 適正な労働環境の確保

役務の提供を主とした区の委託業務及び指定管理者による区立施設の管理運営について、適正な労働環境のもとでより区民に良質な公共サービスが安定的に提供されるよう、各所管課において労働環境法令遵守の徹底に取り組むとともに、6業務（指定管理：3、委託：3）を対象に社会保険労務士による労働環境モニタリング調査を実施した。

2 令和3年度実施方針

(1) 的確な履行評価に基づく確実な履行の確保

① 「モニタリングのガイドライン」に基づき、区全体で511業務（予定）において、業務等の実情に即した的確な評価に努める。

② 評価結果は、事業者との定期的な協議のツールとするなど、サービスの質の維持・向上に役立てるとともに、次回契約の仕様書の充実に生かしていく。

(2) 適正な労働環境の確保

区の委託業務及び指定管理者による区立施設の管理運営について、労働関係法令に照らし、従事者の労働環境が適正に確保されているか確認する。

① 各所管課において、労働関係法令遵守の徹底に取り組む。

② 社会保険労務士による労働環境モニタリング調査を、指定管理施設の西荻地域区民センター及び今川図書館、並びに業務委託の電話交換業務及び国保年金課業務、学校給食調理業務、図書館サービス業務の6業務で実施する。

3 主なスケジュール

令和3年4月 モニタリング実施方針決定（区ホームページで公表）

7月 モニタリング前期（4～6月）履行評価実施

8月 社会保険労務士による労働環境モニタリング調査の実施（～12月）

9月 令和2年度モニタリング実施結果報告（区ホームページで公表）

11月 モニタリング後期（8～10月）履行評価実施

令和4年3月 令和4年度モニタリング評価予定業務数把握